　　　　　　　　　　　　　　申　立　書

　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

宛先　　富士市長

　　　　　　　　　　（申立人）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　印

１．住民登録の住所

２．家屋の表示

　　　所在地

　　　家屋番号

３．現在の家屋の処分方法

　　　私儀、このたび租税特別措置法施行令第４１条の申請に当たり、申請家屋の外にも家屋を所有しておりますが、売却予定であり、申請家屋を自己の専用住宅として使用することに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した

場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても、異議あり

ません。